

一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一戸町空き家等対策計画に基づき、地域の活性化及び空き家の削減を図るため、町内にある空き家の改修等により地域のために活用しようとするものに対して、予算の範囲内において、空き家対策総合支援活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、一戸町補助金交付規則（昭和39年一戸町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空き家等であって、当該空き家等の除却後の跡地又は増改築等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。
- (2) 改修等 空き家の修繕、補修、模様替え若しくは増築等による空き家本体の機能維持又は機能向上並びに水洗化のための工事をいう。

(対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持及び再生を目的に空き家の改修等を行う事業（以下「対象事業」という。）で、次の各号に掲げる用途のいずれかに10年以上活用するものとする。

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) 関係人口の拡大を目的とする施設
- (7) その他町長が認めるもの

2 前項の補助金の交付の対象となる空き家（以下「対象空き家」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既に耐震性が確保されている、又は対象事業と同時に耐震性の向上を図る補強工事（以下「耐震補強工事」という。）が実施されるものであること。

(2) 対象空き家に係る固定資産税の滞納がないこと。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、対象事業を着実に遂行することができるのと町長が認める法人又は団体のうち町内で活動するもので、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 町税の滞納がないこと。

(2) 規約等を有し、独立した経理を行っていること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をその構成員としていないこと。

(4) 宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する活動を行うことを目的としていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

(1) 対象事業を実施するために行う設計及び施工に要する経費

(2) 対象事業と同時に実施する耐震補強工事に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数切捨て）以内の額とし、2,000万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、対象事業に着手しようとする前に空き家対策総合支援活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 申請者概要書（様式第3号）

(3) 構成員名簿

(4) 法人の登記事項証明書又は定款、規約、会則等の写し

(5) 事業計画書（様式第4号）

(6) 事業収支予算（決算）書（様式第5号）

- (7) 対象空き家に係る建物の登記事項証明書
- (8) 補助対象経費に係る工事費等見積明細書
- (9) 施工前写真
- (10) 位置図及び平面図（改修前及び改修後）
- (11) その他町長が必要と認める書類

（権利関係者の承諾）

第8条 申請者が、空き家を借りて対象事業を実施しようとする場合は、前条の申請書に、同条各号に掲げる書類のほか、当該空き家の借用に係る契約書の写し及び当該空き家の所有者の承諾書（様式第6号）を添えなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、第7条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き家対策総合支援活用事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に対象事業の変更又は廃止をしようとするときは、空き家対策総合支援活用事業変更（廃止）承認申請書（様式第8号）に、変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、空き家対策総合支援活用事業変更（廃止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（完了の報告）

第11条 申請者は、対象事業が完了したときは、空き家対策総合支援活用事業完了報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算（決算）書（様式第5号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 対象事業の実施の記録写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該対象事業の完了の日（以下「対象事業完了日」という。）から起算して30日以内又は対象事業完了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による完了報告を受理したときは、完了報告等の書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、空き家対策総合支援活用事業補助金確定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに空き家対策総合支援活用事業補助金請求（精算）書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（概算払）

第14条 町長が必要と認めるときは、補助金交付決定額の5割以内の額を概算払することができるものとする。ただし、概算払の額は、補助対象経費のうち支払済み、又は請求を受けている金額の額以内の額とする。

2 申請者は、概算払を受けようとするときは、空き家対策総合支援活用事業補助金概算払請求書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家対策総合支援活用事業資金計画書（様式第14号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書又は請求書及び契約書の写し
- (3) 対象事業のために借り入れた金銭消費貸借契約書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から10年を経過する前に、改修等を実施した空き家の用途を対象事業以外の用途に変更したとき。

(4) その他町長が不適當と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第17条 申請者は、対象事業における経費の収支を明らかにした書類、帳簿その他の関係書類を備え、対象事業完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(状況報告及び広報への協力)

第18条 申請者は、対象事業に係る空き家の管理状況、活用状況等について、補助金の交付を受けた日から10年を経過した日の属する年度までの間、各年度の3月31日までに空き家対策総合支援活用事業管理活用報告書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、関係書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

3 申請者は、ホームページの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて承諾するとともに、必要な協力を行うものとする。

4 申請者は、前項の承諾にあたり、対象事業に係る空き家の所有者でないときは、承諾の前に当該空き家の所有者の承諾を得るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

年 月 日

一戸町長 様

申請者 住 所

申 請 者 名

代表者氏名

空き家対策総合支援活用事業補助金交付申請書

空き家対策総合支援活用事業補助金の交付を受けたいので、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 目的及び内容
- 3 事業の着手年月日 年 月 日
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 関係書類
 - (1) 誓約書（様式第 2 号）
 - (2) 申請者概要書（様式第 3 号）
 - (3) 構成員名簿
 - (4) 法人の登記事項証明書又は定款、規約、会則等の写し
 - (5) 事業計画書（様式第 4 号）
 - (6) 事業収支予算（決算）書（様式第 5 号）
 - (7) 補助対象空き家に係る建物の登記事項証明書
 - (8) 補助対象経費に係る工事費等見積明細書
 - (9) 施工前写真
 - (10) 位置図及び平面図

様式第 2 号（第 7 条関係）

誓 約 書

空き家対策総合支援活用事業補助金の申請にあたり、次のことについて誓約します。

- 1 対象となる空き家は、交付申請日に現に居住者又は利用者がいないこと。
- 2 地方税の滞納その他法令違反をしていないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員をその構成員としていないこと。
- 4 宗教的活動や政治的活動及びこれらに類する活動を行うことを目的としていないこと。
- 5 対象空き家は、既に耐震性が確保されている、又は対象事業と同時に耐震性の向上を図る補強工事を実施すること。
- 6 地域のコミュニティの維持・再生を目的とした活用をすること。
- 7 ホームページへの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて了承すること。
- 8 補助金の交付を受けた日から 10 年を経過するまでは、対象事業を継続して実施すること。
- 9 補助金の交付を受けた日から 10 年を経過する前に、当該対象事業に係る工事を行った部分について著しい改修等を行わないこと。
- 10 補助金の交付を受けた日から 10 年を経過する前に、対象事業を行った空き家を売却する場合は、当該売却の日から対象事業の完了後 10 年を経過するまでの期間について、譲り受ける者が 8 及び 9 を遵守する旨を売買契約書等に明記すること。
- 11 町が、町税の納付状況について閲覧することに同意します。

一戸町長

様

年 月 日

申請者 住 所
申 請 者 名
代表者氏名

様式第 3 号（第 7 条関係）

申 請 者 概 要 書

年 月 日現在

住 所	〒 ー	
申 請 者 名	フリガナ	
代 表 者 氏 名	フリガナ	
連 絡 先	氏 名	フリガナ
	住 所	〒 ー
	電 話 F A X	電 話 F A X
	メー ル	
構 成 員 数	人	
設 立 目 的		
主 な 事 業 内 容		

備考

- 1 法人の登記事項証明書又は団体の定款、規約、会則等を添付してください。
- 2 団体の場合、構成員の名簿を添付してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

事業計画書

事業名		事業費	円
活用の用途	滞在体験施設・交流施設・体験学習施設・創作活動施設・ 文化施設・関係人口の拡大を目的とする施設・ その他（ ）		
対象空き家の 所在地			
活用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業の目的 ・効果等	1 事業の目的及び必要性(事業を実施する理由、背景等) 2 事業の公益性(不特定多数の利益増進に寄与するものか) 3 事業効果(地域コミュニティの維持及び再生につながるか) 4 事業の実効性及び継続性(人員体制、自主財源の確保方法等) 5 事業の特徴(工夫した点等) 6 その他		

備考 この用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

様式第 5 号（第 7 条、第 11 条関係）

事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算（決算）額	摘要
計		

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算（決算）額	摘要
計		

（注） 収支の計は、それぞれ一致すること。

年 月 日

（借主）住 所
申 請 者 名
代表者氏名

（貸主）住 所
氏 名 印

承 諾 書

私が所有権を有している下記の空き家において、借主が一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱に基づく事業を行うことに関して、承諾します。

また、町が固定資産税の納付状況について閲覧することに同意します。

記

対 象 空 き 家 の 所 在 地	一 戸 町		
構 造		面 積	平方メートル

様式第 7 号（第 9 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

一戸町長

空き家対策総合支援活用事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった空き家対策総合支援活用事業補助金について、下記のとおり交付する（しない）ことに決定したので、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、交付申請書に記載された事業以外に使用してはならない。
- (2) 申請者は、一戸町補助金交付規則及び空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (3) 年 月 日までに事業を完了すること。
- (4) 事業の内容を変更するときは、町長の承認を受けること。
- (5) 事業を廃止するときは、町長の承認を受けること。

(4 不交付の理由)

年 月 日

一戸町長 様

申請者 住 所
申 請 者 名
代表者氏名

空き家対策総合支援活用事業変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった空き家対策総合支援活用事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 変更（廃止）理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

3 補助金交付申請額 変更（廃止）前 円
変更（廃止）後 円

4 関係書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 10 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

一戸町長

空き家対策総合支援活用事業変更（廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで承認申請のあった空き家対策総合支援活用事業の変更（廃止）について、下記のとおり変更（廃止）を承認する（しない）ことに決定したので、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 変更（廃止）を承認する事業の内容
- 2 変更（廃止）後の対象事業に要する経費 円
- 3 変更（廃止）後の補助金の額 円

（4 不承認の理由）

年 月 日

一戸町長 様

申請者 住 所
申 請 者 名
代表者氏名

空き家対策総合支援活用事業完了報告書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定があった空き家対策総合支援活用事業について、下記のとおり完了したので、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 11 条の規定により報告します。

記

- 1 対象事業完了日 年 月 日

- 2 補助金交付決定額 金 円

- 3 補助金対象経費 金 円

- 4 補助金概算払済額 金 円

- 5 関係書類
 - (1) 事業収支予算（決算）書（様式第 5 号）
 - (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (3) 対象事業の実施の記録写真
 - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 11 号（第 12 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

一戸町長

空き家対策総合支援活用事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告書の提出があった空き家対策総合支援活用事業について、下記のとおり補助金額を確定したので、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

一戸町長 様

申請者 住 所
申 請 者 名 印
代表者氏名

空き家対策総合支援活用事業補助金請求（精算）書

年 月 日付け指令 第 号で確定通知があった空き家対策総合支援活用事業補助金について、下記のとおり補助金を請求（精算）します。

記

1	補助金請求（精算）額	金	円
	請求（精算）額 （A）－（B）	補助金の確定額 （A）	概算払受領済額 （B）
	円	円	円

2	振込指定口座
金融機関名	
支 店 名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

一戸町長 様

申請者 住 所
申 請 者 名 印
代表者氏名

空き家対策総合支援活用事業補助金概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった空き家対策総合支援活用事業補助金について、補助金の概算払を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円 (単位：円)

補助金交付 決定額 (A)	前回までの 受領済額 (B)	今回請求額 (C)	差引残額 (A) - (B) - (C)	概算払を 必要とする理由
円	円	円	円	

2 振込指定口座

金融機関名	
支 店 名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

3 関係書類

- (1) 空き家対策総合支援活用事業資金計画書（様式第 14 号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書又は請求書及び契約書の写し
- (3) 対象事業のために借り入れた金銭消費貸借契約書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第 14 号（第 14 条関係）

空き家対策総合支援活用事業資金計画書

収入

(単位：円)

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
町補助金													
自己資金													
計													

支出

(単位：円)

項 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
計													

備考 任意様式での提出も可とする。

年 月 日

一戸町長 様

申請者 住 所
申 請 者 名
代表者氏名

空き家対策総合支援活用事業管理活用報告書

年度において、町空き家対策総合支援活用事業補助金の交付を受けて改修等した対象空き家について、一戸町空き家対策総合支援活用事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、 年度の管理活用の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 対象空き家の所在地
- 2 活用の用途
- 3 活用事業の実施に関する事項

実施した 活用事業名	活用事業の内容	実施期間	参加人数等	事業費の 額(円)

注 1 記以下の項目について、別紙（任意様式）での提出も可とする。
注 2 対象空き家の写真及び事業の実施記録の写真等を添付すること。